

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学令和2年度計画

前文

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの6年間における中期計画を達成するための令和2年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職希望者就職率（学部）：100%
- ◆ 国家試験は、次の合格率を目指す。

| 国家試験 | 目標合格率 |
|---------|-------|
| 看護師 | 100% |
| 保健師 | 100% |
| 助産師 | 100% |
| 管理栄養士 | 100% |
| 社会福祉士 | 75% |
| 精神保健福祉士 | 100% |
| 理学療法士 | 100% |
| 作業療法士 | 100% |

- ◆ 日本看護協会認定審査は、次の合格率を目指す。

| 認定審査 | 目標合格率 |
|-----------|-------|
| 認定看護管理者 | 75% |
| 感染管理認定看護師 | 85% |

- ◆ 授業評価の結果：実施率：100% 5段階中4以上：80%（学部）
実施率：100%（大学院）
実施率：100% 5段階中4以上：80%（実践教育センター）
- ◆ 図書館の利用者数：65,000人
- ◆ ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修実施回数：12回
- ◆ 学部入学者受験倍率：2.5倍（学部）
大学院入学者受験倍率：1.5倍（大学院保健福祉学研究科博士前期課程）
定数確保（大学院保健福祉学研究科博士後期課程）
定数確保（大学院ヘルスイノベーション研究科修士課程）
- ◆ 大学説明会の実施回数：65回

(1) 人材の育成に関する取組み

ア 学部教育

(ア) 看護学科

- ・ 看護基礎教育検討会報告書（令和元年10月15日報告）での指定規則改正に基づき、2022年度入学生から適用するカリキュラム改正案を作成する。

- ・ 学科内でカリキュラムワーキンググループを立ち上げ、カリキュラム改正に関する具体案を検討する。
- ・ 学科内で科目調整会議を開催し、2018年度改正カリキュラムの進捗状況の確認・評価について共有するとともに、2022年度カリキュラム改正の進捗状況についても共有・検討する。

(イ) 栄養学科

- ・ 教員の退職に対応し、カリキュラム及びシラバスの点検・調整を行う。
- ・ 臨地実習の選択単位の増大に伴う臨床栄養及び公衆栄養臨地実習の体制整備を行い、次年度の円滑な実施に向けて予測される実施上の課題解決を図る。

(ロ) 社会福祉学科

- ・ 実習先指導者との課題意識の共有に向けた取組みを継続して行い、ヒューマンサービス実践のためのコンピテンシーの獲得に向けた実習教育の質的向上に努める。
- ・ 実務経験が豊富な社会福祉系教員の活用により、講義系の授業においても対人援助の現場で有用な知識・技術の教授を図る。
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士養成課程について、2021年度入学生から適用するカリキュラムの改正を行う。

(ハ) リハビリテーション学科

a 理学療法学専攻

- ・ 昨年度改正したカリキュラムの運用を開始するとともに、新設科目等の講義、演習の教授法の向上に努める。
- ・ 指定規則の改正に伴う臨床実習における実習指導の質の向上に努める。

b 作業療法学専攻

- ・ 昨年度改正したカリキュラムの運用を開始するとともに、新設科目等の講義、演習の教授法の向上に努める。(再掲)
- ・ 指定規則の改正に伴う臨床実習における実習指導の質の向上に努める。(再掲)

(ニ) 人間総合科

- ・ ヒューマンサービスの実現に必須な基礎教養を効果的に修得できるような教育内容の点検を継続的に行い、質の向上に努める。
- ・ 所属教員の専門分野が多岐に渡るという特性を活かし、様々な角度から「人とはなにか」を理解できるよう教授方法等の改善に努める。
- ・ 人間総合教育科目群、連携実践教育科目群については、学生の効果的

な修得につながるよう、引き続き教育内容等の見直しを検討していく。

- ・ 他学科のカリキュラム改正に対応し、講義内容、講義形態の見直しを速やかに行い、円滑な運営ができるよう努める。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

a 博士前期課程

- ・ 各領域間における機能的連携を遂行するための学習、実践的な演習の機会を充実させるとともに、他領域の専門性に対する理解を深め、連携にとって重要な発展的なパートナーシップを構築するための学習機会を提供する。
- ・ 上記取組みを効果的に実践するための教育内容及び教育方法を検討する。
- ・ また、上記の取組みを充実させるためのカリキュラムの検討、教育科目の整理及び改正の必要性について引き続き検討する。

b 博士後期課程

- ・ 各人の充実した研究の実践を行うためのアカデミックスキル、研究法及び研究倫理に関する教育を引き続き強化し、各人の学位取得を計画的に進めるための支援や学習環境の構築に努める。
- ・ 保健、医療及び福祉の現場における諸課題を取り上げ、実践的なサービスや人材育成、多職種連携のあり方等、専門的知見を踏まえた解決策と評価方法の検討、政策提案が学習できる機会を提供する。
- ・ 2019年度に初めて博士後期課程の修了生を輩出したことから、現行の取組みの検証や課題の抽出を行い、必要な見直しを行う。

(4) ヘルスイノベーション研究科

- ・ 現代の保健医療課題に対応する新たな人材需要に応えるために、公衆衛生学を基盤としたイノベーションの創出に取り組む教育・研究を行う。
- ・ 最先端技術等を含めた様々な専門領域の知恵を学際的に結集して、保健医療の新たな価値創出に向けたヘルスイノベーションを起こすことができる人材の育成を図る。

ウ 実践教育センター

(7) 教育課程

- ・ 保健、医療及び福祉分野の専門職の継続教育として、教員・教育担当者養成課程（看護コース・介護コース）、認定看護管理者教育課程（ファ

ーストレベル・セカンドレベル・サードレベル)、栄養ケア・マネジメント課程、感染管理認定看護師教育課程、多職種連携推進課程の5課程を開講し、各分野の人材育成を図る。

- ・ 日本看護協会が認定する認定看護師教育機関として、認定看護師制度の再構築に伴い、今後の認定看護師教育（感染管理認定看護師教育課程）について検討を行う。

(イ) 教育研修

保健、医療及び福祉分野の実習指導者、管理者、教員の養成、継続研修及び教育課程修了者のフォローアップ研修ならびに各分野の個別課題等に着眼した、現場での実践力向上を図るための専門研修を行う。(22 研修 32 講座)

(ウ) 実践研究

病院、施設、地域等の保健、医療及び福祉の現場で抱えている様々な課題の解決を目的として実践的な研究に取り組むとともに、各分野の実践者による研究を推進するための講座を開講し、必要な基礎的知識の提供を行う。

(2) 教育内容等

ア 教育内容及び方法

(7) 学部教育

a 教育内容

- ・ 連携実践教育科目のあり方について検討を行う。
- ・ 大学運営を取り巻く環境の変化に合わせ、ヒューマンサービスの実践を目指した教育を行うため、カリキュラム編成の見直しについて引き続き検討する。特に、新カリキュラムの円滑な導入に向けては、関係部署と連携し準備を進める。
 - ※ 社会福祉学科は、社会福祉士、介護福祉士法の規定に基づく「社会福祉に関する科目を定める省令」及び精神保健福祉士法の規定に基づく「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」の改正により、2021 年度入学生から新カリキュラムが導入される。
 - ※ 看護学科は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正により、2022 年度入学生から新カリキュラムが導入される。
- ・ 在学生への授業評価や実習施設・就職先からの意見聴取等を行い、学生のニーズや社会からの要請等を把握し、授業科目の内容に反映させる。

b 教育方法

- ・ 実験・実習器具、装置等の更新に係る計画に基づき、適宜導入・更新に取り組む。(学部・大学院保健福祉学研究科共通)
- ・ 少人数教育や体験学習、演習等を積極的に行い、多職種が連携した実践的な能力の育成を図る。
- ・ 教育研究支援体制を整備するため、ティーチング・アシスタント制度の導入についてニーズに即して検討する。
- ・ 授業評価結果から明らかとなった学生のニーズについて共有・協議し、授業方法やカリキュラムの改善を適宜検討する。
- ・ 臨床教授制度の学部への活用について検討する。

(イ) 大学院教育

a 教育内容

- ・ 本学学士課程及び保健福祉学研究科博士後期課程との接続性や時代のニーズ、学生のニーズを踏まえ、新たな課程あるいはコース等を編成する必要性について検討する。(保健福祉学研究科博士前期課程)
- ・ 授業評価や学生へのヒアリング及び科目担当者や指導教員とのミーティングを有効活用し、教育内容の改善を図る。(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)
- ・ 2020年度の前期終了時点において、在籍中の学生にヒアリングを行い、教育内容への意見等を聴取する機会を設ける。(保健福祉学研究科博士前期・後期課程)
- ・ 2019年度に初めて博士後期課程の修了生を輩出し、国の履行状況調査期間が終了したことから、カリキュラム改正の必要性について検討する。(保健福祉学研究科博士後期課程)
- ・ 保健医療・公衆衛生の専門的な知識と、科学的な評価分析能力を修得するため、公衆衛生教育科目を用意するとともに、新たな課題解決の方策を立案するため、イノベーション手法の体得等を目的とした講義・演習を提供する。(ヘルスイノベーション研究科修士課程)
- ・ 保健・医療・福祉の分野において、社会システムや技術の革新に関わるより専門的かつ高度なヘルスイノベーション研究に携わる「知のプロフェッショナル」を育成するため、ヘルスイノベーション研究科博士課程の設置に向けた取組みを進める。(設置目標は2021年4月)

b 教育方法

- ・ 実験・実習器具、装置等の更新に係る計画に基づき、適宜導入・更新に取り組む。(学部・大学院保健福祉学研究科共通)

- ・ 大学院教育の動向や学位授与実施方針（ディプロマポリシー）に照らし、論文審査体制の見直しを検討する。（保健福祉学研究科博士前期課程）
- ・ 高度な教育・研究を推進するため、研究科研究費等の効果的な配分に努める。（保健福祉学研究科博士後期課程）
- ・ 保健、医療及び福祉の分野に捉われない幅広い知識を修得し、他領域との連携・協働を図ることを目的とした共通科目の学習方式、論文指導体制、研究発表会・報告会のあり方について検討する。（保健福祉学研究科博士前期・後期課程）
- ・ 学生の学会への積極的な参加や論文投稿に関する実態調査を行うことを検討する。（保健福祉学研究科博士前期・後期課程）
- ・ 2019年度に初めて博士後期課程の修了生を輩出し、国の履行状況調査期間が終了したことから、論文指導方法等について必要に応じ見直しを行う。（保健福祉学研究科博士後期課程）
- ・ 分野横断的な科目を提供するとともに、グループワークやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニング、ICT等を積極的に取り入れた授業を実施する。（ヘルスイノベーション研究科修士課程）
- ・ 多くの授業を英語で開講し、国際的人材の輩出を見据えた教育を推進する。（ヘルスイノベーション研究科修士課程）

c 学生の教育・研究活動

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント制度の導入について、引き続き検討する。（保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科）

(ウ) 実践教育センター

a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉を取り巻く社会環境の変化や新たなニーズに対応できる人材を育成するため、大学の基本理念に則り、年度ごとの授業評価等に基づきカリキュラム編成について検証を行う。
- ・ 常に研修内容を検証し、ニーズの多様性や社会の動向に対応した研修を実施する。

b 教育方法

- ・ 教員・教育担当者養成課程介護コースについて、今後想定される厚生労働省が定める介護教員講習会のカリキュラム見直しを踏まえ、昨今の福祉人材を取り巻く環境に応じた教育方法の検討・見直しを行う。

- ・ 学生による授業評価やリアクションペーパーを活用し、その結果を教育内容・方法の改善に反映する。
- ・ 個々の学生との面談を定期的に行うことなどにより、学生の学習状況を適宜把握し、指導・助言を行い学生への支援に取り組む。
- ・ 令和3年度から開講期間を見直す認定看護管理者教育課程ファーストレベル及びセカンドレベルについて、具体的な課程運営の方法等を検討する。
- ・ 開講期間の見直しを行った認定看護管理者教育課程サードレベル、栄養ケア・マネジメント課程、感染管理認定看護師教育課程について、見直し効果の検証及び評価を行う。

イ 成績評価等

(7) 学部教育

- ・ 引き続き成績評価基準及び学士課程のあり方について検討する。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。(学部・大学院共通)

(4) 大学院教育

- ・ 昨年度初めて実施した博士論文審査過程で生じた審査スケジュール等の課題について検討を行う。
- ・ 論文審査基準や科目の単位認定方法をシラバスに明示し大学 Web サイト等で公表するとともに、適宜見直しを行う。(保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科)
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。(学部・大学院共通)

(7) 実践教育センター

科目ごとの目的・目標や成績評価の方法をシラバスに明示し、レポートや課題の提出、科目試験、出席状況及び授業への参加状況により公平公正な成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制の整備

ア 教員の配置

- ・ 迅速かつ適切な職員採用及び教員の配置を行う。
- ・ 現場の生の情報を学生に提供するため、第一線で活躍する実践者等の積極的な活用に努める。

イ 教育環境の整備

- ・ 学内の要望を取りまとめ、教育備品等の整備計画の策定に取り組む。
- ・ 平日夜間及び土曜日の開講、履修者の希望による一部時間割の調整等、社会人院生への便宜を図る。

(7) 図書関係

- ・ 引き続き必要な図書、雑誌及びジャーナルの購入に努める。
- ・ 引き続きアンケート調査から利用者のニーズを把握し、サービスの充実について検討する。

(4) 情報関係

- ・ eラーニングについて、保健福祉学研究科博士前期課程の一部の科目で導入する。

ウ 教員の教育能力の向上

- ・ 教員のニーズや課題を踏まえ、授業内容及び研究方法の改善等につながる全学FDを実施する。
- ・ 関係各委員会や学科等、独自のFD・SDを定期的実施し、教育内容等の改善を図る。
- ・ ニュースレターを定期的に発行し、職員間でFD・SDの実施報告やアンケート結果、動向についての情報共有を図る。

(4) 学生の受入れ

ア 学部

- ・ 高大接続改革を踏まえ、入試のあり方について引き続き検討する。
- ・ 学生募集要項の記載内容や入学者選抜試験の評価基準について検討し、適宜見直しや改善を図る。
- ・ 大学主催のオープンキャンパスや進学相談会等の機会を活用し、積極的に大学説明会を実施する。
- ・ 大学Webサイトの充実を図るとともに、分かりやすい募集要項やPRポスター等を作成・活用し、県内高校等に配布するなど、受験生に対して積極的な入試関連広報を行う。

イ 大学院

- ・ 入試制度について必要に応じ見直しを行う。(保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科)
- ・ 大学院入試説明会を実施し、アンケート結果に基づき適宜内容の見直しや改善を図る。(保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科)

ウ 実践教育センター

- ・ 学習効果の高い教育環境を整え、高い意欲を有する現任者の受入れを推進する。
- ・ 県内受講者向けの説明会を充実させるなど、県内在住者及び在勤者の積極的な受入れを推進する。
- ・ 働きながら学ぶ学生を受け入れるため、保健・医療・福祉を取り巻く社会環境の変化や新たなニーズを見据えた教育方法、学習環境について継続して検討する。
- ・ 従来からのパンフレットやWebサイト等による広報に加え、専門職種の関係団体のネットワークを活用するなど新たな広報手段を拡充し、学生の受入れに係る広報活動の充実を図る。
- ・ 教育課程の学生や研修の受講生の確保に向けて、リニューアルしたWebサイトを積極的に活用する。
- ・ 応募者数や入学者数が定員を下回っている教育課程について、その要因を検証し、対応策を検討する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職説明会参加病院・施設数：90 施設
- ◆ 進路ガイダンスの実施：3回

(1) 学生生活に係る支援

ア 学習・生活支援

- ・ 年度当初にオリエンテーションを実施し、内容の改善を検討する。
- ・ クラス担任制、チューター制等を通じて個別の学生のニーズを把握し、必要な学習支援をきめ細かく行う。
- ・ 支援を要する学生について、学生相談室と連携し適宜必要な支援を行う。

イ 経済的支援

- ・ 日本学生支援機構奨学金をはじめとした奨学金・修学資金等について、学生に対し積極的に周知を図り、適切な支援を実施する。
- ・ 高等教育無償化に伴う授業料減免について制度の周知を徹底する。なお、現在減免を受けている学生に不利益が生じないよう経過措置を設け適切に対応する。

ウ 課外活動への支援

- ・ 学生自治会、サークル活動、大学祭等の学生の自主的活動を支援する。
- ・ 学生が主体的に取り組むボランティア等の地域貢献活動を支援する。

エ その他支援

学生の学内外の活動について情報を収集し、大学 Web サイト等を活用して適切な時期・内容にて成果報告、表彰等を行う。

(2) キャリア支援

- ・ 学生アンケート結果に基づき、進路ガイドブックやガイダンスの内容を見直す。
- ・ 病院・施設等説明会について、開催時期、対象範囲、参加施設の意向等を勘案し、ニーズに合った実施内容を検討する。
- ・ 学生のインターンシップ参加に係る支援体制を引き続き検討する。
- ・ 進路状況調査を実施し、分析結果を進路支援事業に活かす。
- ・ キャリアパス形成の支援方法について、既卒学生の就職に係る情報に基づき、引き続き検討する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

◆ 学術論文、著書及びその他の著作の件数：360 件

(1) 研究水準及び研究の成果等

- ・ 多領域にまたがった協働研究を推進する。
- ・ 学会発表や学術雑誌、専門誌等あらゆる機会を活用し、研究成果を積極的に発信することを奨励する。
- ・ 学内研究発表会の実施や大学誌の発行を行う。
- ・ 教員の教育研究活動を取りまとめ、大学 Web サイトやリサーチマップを活用して公表する。
- ・ 研究成果を地域に積極的に公開するため、公開講座やセミナー等を活用する。
- ・ イノベーション政策研究センターにおいて、政策的研究や政策立案支援・社会実装の推進に取り組む。

(2) 研究の実施体制等の整備

ア 研究実施体制の整備

- ・ 研究倫理及びコンプライアンス教育についての研修を実施する。
- ・ 昨年度実施した教員へのニーズ調査に基づき、サバティカル研修制度など新たな研修制度についての検討を行う。
- ・ リサーチ・アドミニストレーター（URA）を中心に、教員の研究活動の支援を行う。

イ 財政基盤の整備

- ・ 研究助成制度等により、教員の研究活動を積極的に支援する。
- ・ 積極的な外部資金の獲得を図る。

ウ 研究倫理審査体制

- ・ 研究倫理審査に関する研修を複数回実施する。
- ・ 研究倫理審査結果の情報公開について、2020年度中の実施を目指し取り組む。

4 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 公開講座・市民大学開催回数：15回
- ◆ 高大連携プログラム（高校生向け出張講座）等実施件数：15件
- ◆ 産学官連携事業件数（行政機関及び民間企業との連携事業件数）：13件
- ◆ 海外大学等との交流事業件数：7件

(1) 地域貢献

ア 地域社会との連携

- ・ 大学の教育研究資源を活用し、一般県民向けのヒューマンサービス公開講座を実施する。
- ・ 図書館、体育館及び食堂等の大学施設を広く地域開放する。
- ・ 地域貢献研究センター及びイノベーション政策研究センターを中心に保健、医療及び福祉に係る県内の地域課題の把握に努め、課題解決に向け県や市町村、地域社会と連携し取り組む。
- ・ 県が進める未病施策や保健医療データに関する取組みに対して、イノベーション政策研究センターを通じて大学が有する知見を提供する。

イ 県内の高等学校との連携

- ・ 高校教育の質的向上に貢献するとともに、多様な分野への意欲を喚起するため、高大連携講座や模擬授業を実施する。
- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会での他の参加機関との連携を推進する。

ウ 広報

広報媒体や大学 Web サイトを積極的に活用し、地域貢献に係る効果的な広報に取り組む。

(2) 産学官の連携

- ・ 企業との共同研究等を推進し、その成果を地域に還元することで地域貢献に寄与する。
- ・ 学生サークルによる企業等と連携した実践活動を支援する。
- ・ 地域貢献研究センター及びイノベーション政策研究センターを中心に、企業や行政機関等との共同研究の支援体制を整備する。
- ・ 産学官連携を推進していくため、大学 Web サイト等での情報発信の強化に努める。

(3) 国際協働

- ・ ハノイ医科大学や大学関連病院等の施設への教員等の派遣・招聘など、継続的な国際協働・交流事業に取り組む。
- ・ 学術・教育交流に関する連携協定を締結した海外大学等との連携を推進する。
- ・ 協定内容の具体化に向けた実践的な取組みを検討する。
- ・ 学生の海外医療体験を目的とした横須賀米海軍病院との定期的な交流を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 機動的な運営体制の構築

役員会、経営審議会及び教育研究審議会を定期的に行い、連携を図りながら機動的な大学運営を行う。

(2) 学外意見の反映

経営審議会、教育研究審議会及び研究倫理審査委員会等に学外委員を登用する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 柔軟な人事制度の整備

クロスアポイントメント制度や臨床教授制度など、柔軟な人事制度の活用を進める。

(2) 人材の確保と活用

- ・ 適切な職員採用により優れた職員を確保する。
- ・ 人事評価制度に基づく、適切な人材活用を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 事務組織

事務局組織の見直しの必要性について、引き続き検討する。

(2) 事務の効率化

効率的な事務執行を図るため、複数年契約等の適用範囲の拡大や物品調達を集約化などの適切な運用を行う。

(3) 事務職員の能力向上

- ・ 事務職員の専門的知識の向上を図るため、事務職員全員の参加を目指しスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

◆ 科学研究費補助金等の申請件数：50件

(1) 外部研究資金の獲得

科学研究費助成金の応募促進と採択率の向上を目指し、研修を実施する。

(2) その他の自己収入の確保

- ・ 入学者の定数確保に努め、授業料や入学料の安定財源を確保する。
- ・ 大学 Web サイト等での広報を通じ、学内施設を積極的に貸付する。
- ・ 大学 Web サイトへのバナー広告等の募集を積極的に行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

省エネルギー等の経費抑制に係る取組みについて、職員・学生に周知し、全学的な意識共有を図る。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するためとるべき措置

資金計画に基づき適正な資金運用を行う。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む。）

令和2年度予算

（単位：百万円）

| 区分 | 金額 |
|-------------------|-------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 2,612 |
| 自己収入 | 695 |
| 入学金及び授業料収入 | 671 |
| その他（雑収入） | 24 |
| 補助金等収入 | 38 |
| 受託研究等収入及び寄附金収入 | 50 |
| 計 | 3,398 |
| 支出 | |
| 業務費 | 2,748 |
| 教育研究経費 | 393 |
| 人件費 | 2,355 |
| 一般管理費 | 536 |
| 設備整備費 | 62 |
| 受託研究費等経費及び寄附金事業費等 | 50 |
| 計 | 3,398 |

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画

令和2年度収支計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------|----------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | 3, 4 5 6 |
| 業務費 | 2, 7 9 9 |
| 教育研究経費 | 3 9 3 |
| 受託研究等経費 | 5 0 |
| 人件費 | 2, 3 5 5 |
| 一般管理費 | 5 3 6 |
| 減価償却費 | 1 2 0 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | |
| 経常収益 | 3, 4 5 6 |
| 運営費交付金収益 | 2, 5 5 0 |
| 授業料収益 | 5 3 4 |
| 入学金収益 | 1 1 5 |
| 検定料収益 | 2 1 |
| 補助金等収益 | 3 8 |
| 受託研究等収益（寄附金を含む。） | 5 0 |
| 雑益 | 2 4 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 2 6 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 9 3 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | — |
| 総利益 | — |

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

令和2年度資金計画

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|------------------|-------|
| 資金支出 | 3,398 |
| 業務活動による支出 | 3,336 |
| 投資活動による支出 | 62 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 3,398 |
| 業務活動による収入 | 3,398 |
| 運営費交付金による収入 | 2,612 |
| 授業料及び入学検定料等による収入 | 671 |
| 補助金等収入 | 38 |
| 受託研究等収入（寄附金を含む。） | 50 |
| その他の収入 | 24 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延又は事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 施設設備の整備

施設・設備改修計画の策定について検討する。

(2) 施設設備の活用及び見直し

大学の諸施設の一般開放を推進するため、大学 Web サイト等を通じ積極的に広報する。

2 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 防災等の危機管理体制の強化

定期的に訓練を実施し、適宜マニュアル等の検証を行う。

(2) 情報セキュリティ対策の充実

情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策状況について評価及び見直しを行う。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に係る講習会を定期的に実施する。

3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学としての説明責任を果たす観点から、年度計画や財務諸表、また教員の研究テーマや業績等を大学 Web サイトで公表し、見える化に取り組む。
- ・ 大学 Web サイトの全面リニューアルを行う。
- ・ 大学案内の改訂を行う。
- ・ 英語版の大学案内の作成について検討する。

4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 人権啓発に係る研修等の実施：3回
- ◆ ハラスメントに関するアンケート調査の実施：1回

(1) 法令遵守の徹底

不祥事防止研修や、研究における不正防止に係る研修を実施する。

(2) 人権啓発の推進

職員及び学生向けのハラスメント防止研修を実施する。(職員向け：年2回、学生向け：年1回) また、ハラスメントに関するアンケート調査を年1回実施する。

(3) 環境への配慮

職員・学生に対し省エネルギーの啓発等を行い、全学で環境への配慮に取り組む。

第10 その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

第2の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

2 県からの長期借入金の限度額

なし

3 積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

第11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 自己点検及び評価の実施

自己評価審査会で自己点検及び評価を行う。

(2) 自己点検及び評価の結果の活用

自己評価及び県評価委員会からの評価結果について、翌年度以降の業務改善に反映させる。

(3) 外部評価の実施

2022年度に実施予定の外部機関による認証評価に向け、大学の自己評価基準や項目等の整合性について検証する。

2 自己点検及び評価の状況に関する情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画に係る自己点検・評価結果、県評価委員会からの評価結果について、大学 Web サイトで公表する。